

# 島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」着ぐるみ貸出制度実施要綱

(令和 2 年 3 月 19 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」(以下「みづまるくん」という。)の着ぐるみを「島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」サポーター養成研修実施要綱」に定める研修の受講を修了した者(以下「みづまるくんサポーター」という。)等に、貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「着ぐるみ」とは、「みづまるくんの着ぐるみ」のこととする。

(着ぐるみの権利)

第 3 条 着ぐるみに関する一切の権利は、町に帰属するものとする。

(対象者)

第 4 条 着ぐるみの貸出申請ができる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

(1) みづまるくんサポーター

(2) 着ぐるみを使用したい事業等の主催者

2 前項の規定にかかわらず、町が主催又は参画する事業において着ぐるみを使用する場合については、島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」着ぐるみ内部使用要領に定めるとおりとする。

(対象事業)

第 5 条 着ぐるみの貸出対象となる事業は、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 公共性及び公益性があると認められる事業

(2) 町長が必要と認める事業

(着ぐるみの着用等)

第 6 条 着ぐるみを着用及び介添えできる者は、みづまるくんサポーターに限る。

(貸出の申請)

第 7 条 着ぐるみの貸出を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ島本町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申請書(様式第 1 号)に添付書類を添えて、町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 同一時期に複数の貸出申請があった場合は、先着順とする。

(貸出の承認)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、本町のまちづくりやイメージの向上に資すると認められるものについて当該貸出を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) みづまろくんサポーターが対応できないとき。
- (2) 法令、条例、規則又は公序良俗に反する利用と認められるとき。
- (3) 町及びキャラクターの信用や品位の失墜に至るおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党、政治団体、政治的行為又は宗教などの活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人若しくは団体の営利のために利用される場合(ただし、町長の承認を受けた場合を除く)。
- (6) 申請者が島本町暴力団排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であるとき。
- (7) その他町長が使用について適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定に基づき使用を承認した場合は、島本町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)により申請者に通知し、貸出を承認しない場合は、島本町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第9条 着ぐるみの貸出費用は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬やみづまろくんサポーターの移動等にかかった費用については、申請者の負担とする。

(貸出期間)

第10条 貸出期間は、原則として貸出から返却までを含め、閉庁日を除いた3日以内とする。ただし、着ぐるみ使用の予約状況によっては、町長は、早期の返却を命じるものとし、申請者は直ちにこれに応じなければならない。

(遵守事項)

第11条 着ぐるみの使用に当たっては、別途定める島本町マスコットキャラクター「みづまろくん」着ぐるみ貸出制度使用上の遵守事項に従うこと。

(貸出承認の取消し)

第12条 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、承認を取消することができるものとし、島本町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるとき。
- (2) 貸出日が、町が主催又は参画する事業と重複したとき。

2 前項第1号の場合においては、貸出承認を取消すとともに、以降の貸出は承認しない。

3 第1項の場合において、すでに貸出をしているときは、町長は返却を命じるものとし、申請者は直ちにこれに応じなければならない。

4 町長は、申請者が前3項の措置によって損害を受けることがあっても、その補償の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 申請者は、この要綱及び承認の内容に違反する行為をした場合は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第14条 故意又は過失により着ぐるみを破損、汚損、又は滅失した者は、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、これを現状に復し、又はその損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(町の免責)

第15条 着ぐるみの貸出及び使用により、申請者が被った損害及び使用者によりなされた第三者への損害に対しては、町は一切の責任を負わない。

(報告書の提出)

第16条 申請者は、使用終了後、速やかに島本町マスコットキャラクター着ぐるみ使用事業実施報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(庶務)

第17条 着ぐるみ貸出制度に関する庶務は、都市創造部にぎわい創造課において処理する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。